

今回は奥様に関する年金の話です。

専業主婦、パート主婦は扶養されていれば第 3 号被保険者で保険料（国民年金）を納める義務はありませんが、扶養されなくなった場合は第 1 号被保険者となり保険料を納める義務が生じます。ところが、下記のケースのように理解不足、忘れ等により被保険者の「種別変更届」の手続きをしないと未納状態となり、年金に反映されません。

この手続きは奥様自身が年金事務所で行わなければなりません。

<ケース 1> **パートであった奥様の年収が 130 万以上になった。**

夫の扶養からは外れ、第 2 号被保険者（厚生年金）か第 1 号被保険者（国民年金）になりますので、国民年金を選んだ場合は手続きをする必要があります。

*まともな会社なら第 2 号被保険者として給与天引きで終わりますが、まれに国民年金でしてと頼まれる場合があります。

<ケース 2> **夫が離職後、別の会社に就職**

夫が退職すると、次の就職までの期間、夫も妻も第 1 号被保険者となり自身で手続きをして国民年金に加入しなければなりません。

<ケース 3> **夫が 60 歳で定年退職後、パートで継続雇用された（妻は年下）**

手続きが漏れる典型的な例です。夫が 60 歳から受給できる在職老齢年金（報酬比例部分）の減額を避けるため短時間勤務（1 日の所定労働時間が 4 分の 3 未満）を選んだ場合、夫は第 2 号被保険者でなくなるため、妻は扶養されてないことになり、60 歳未満の妻は国民年金に加入しなければなりません。

未納期間があることがわかった場合には国の救済策（後納制度）を利用しましょう。昨年 10 月から 3 年間の限定で、未納期間の保険料を最大 10 年分後納できることになりました。これは 1 ヶ月分の後納につき年金は年 1,621 円増額され、10 年目で後納額を上回る年金が受給できると国は試算しています。

また、現行の年金受給権は被保険者期間が 25 年ないと発生しませんが、これを 10 年にすることが検討されております。